

## 公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市の区域内において開催され、かつ交流人口の増大による経済波及効果に寄与する国際、全国、ブロック規模の学会、大会・会議、競技会・コンクール、企業ミーティング、産業見本市、商談型見本市（以下「コンベンション」という）の開催に要する経費に対し、公益財団法人新潟観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内において協会が交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学会 科学者により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするもの（以下「学術研究団体」という。）が主体となって、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに類するものをいう。
- (2) 大会・会議 各種の組合その他の団体、組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会又はこれに類するものをいう。
- (3) 競技会・コンクール 団体や組織の構成員や専門家等が特定の技術（職業、スポーツ、文化、芸術に限る）の向上・発展のために行う集会をいう。
- (4) 企業ミーティング 企業等が主催するもので、社員又はグループ社員等に対する各種会議・研修会・セミナー・式典などの直接営利を目的としない集会又はこれに類するものをいう。
- (5) 産業見本市 同一産業分野或いは関連産業分野の業界団体による顧客開拓を目的とした製品展示会等をいう。
- (6) 商談型見本市 企業間の商取引を主目的として開催する産業見本市等をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象とするコンベンション（以下「補助対象コンベンション」という。）は、第1号及び第2号に該当し、かつ学会、大会・会議、競技会・コンクール、企業ミーティングにおいては第3号から第5号までのいずれかに該当するもの、また産業見本市、商談型見本市については第6号に該当するものとする。ただし、理事長が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 主な会場及び宿泊施設が新潟市内であること。
- (2) 連続して2日以上のお会期があること。
- (3) 日本を含む2か国以上から20人以上の参加がある国際会議又は参加者数が20人

以上で、国外からの参加者が10人以上ある国内会議（以下「国際コンベンション」という。）であること。

- (4) 全国から参加者を募るもので、県外からの参加者数が50人以上のもの（以下「全国コンベンション」という。）であること。
- (5) 新潟県を含む2県以上から参加のあるもので、県外からの参加者数が50人以上のもの（以下「ブロックコンベンション」という。）であること。
- (6) 延べ入場者1万人以上のもの。ただし、商談型見本市は出展数150小間又は登録来場者数2,500人以上のもの。

2 次のものは補助金の交付対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するコンベンション
- (2) 新潟市から補助金等の交付を受けるコンベンション
- (3) 政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つコンベンション
- (4) 販売会及びプロスポーツ、コンサート、演劇など不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興業等に類するもの
- (5) 同一企業ミーティング、産業見本市、商談型見本市主催者における同年度内の2回目以降の開催。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に定める額とする。ただし、交付額を算入することにより収入が支出を上回る場合には、収支が一致する額を交付額の上限とする。またその額は、当該コンベンションの開催に要する経費の3分の1に相当する額又は次の表の右欄に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。

国際コンベンション （学会、大会・会議、競技会・コンクール、企業ミーティング）	国外からの参加者数に5,000円を乗じて得た額に、県外からの参加者数に1,000円を乗じて得た額を加算した額	350万円
全国コンベンション （学会、大会・会議、競技会・コンクール、企業ミーティング）	県外からの参加者数に1,000円を乗じて得た額	200万円

ブロックコンベンション (学会、大会・会議、競 技会・コンクール、企業 ミーティング)	県外からの参加者数に500円を乗じて得た額	100万円
産業見本市 (商談型見本市)	展示面積1㎡(単位未満切捨)あたり250円 $250円 \times 展示面積 \times 日数 = 補助額$  ただし、商談型見本市にあたっては、上記補助 金額に下記登録来場者単価とそれぞれの登録来 場者数を乗じて得た額を加算する。 登録来場者単価(商談型見本市に適用) 県外者:1,000円、国外者:5,000円 $登録来場者単価 \times 登録来場者数 = 補助加算額$	新潟市内での 開催実績に応 じて、初回 350万円、 2回目250 万円、3回目 150万円。 4回目以降は 補助しない。

2 前項のコンベンションの開催に要する経費は、当該コンベンションが当協会の他の助成制度が適用された場合には、当該助成制度による助成の対象となったすべての経費を控除したものとする。

(補助対象コンベンションの指定の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ補助対象コンベンション指定申請書(様式第1号)に、調査書(様式第2号)、事業計画書、収支予算書その他の理事長が必要と認める書類を添えて理事長に提出し、補助金の交付対象の指定(以下「補助対象の指定」という。)を受けなければならない。

2 前項に規定する申請をすることができるものは、補助対象の指定を受けようとするコンベンションの主催者であるものとする。

(補助対象の指定等)

第6条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係るコンベンションが補助対象としての適格性を有するか否かを審査するための審査会を開催するものとする。

2 理事長は、審査会において、当該コンベンションが、補助対象としての適格性を有すると認められたときは当該コンベンションを補助対象として指定するとともにその旨を補助対象コンベンション指定通知書(様式第3号)により当該コンベンションの主催者に通知し、補助対象としての適格性を有するものと認められなかったときはその旨及び理由を当該主催者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 主催者は、指定を受けた後において、交付額の算定基礎に著しい増減が生じた場合等コンベンションの内容に変更が生じたときは、速やかに変更承認申請書(様式第4号)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。この場合において、変更を承認したときは、理事長は、その旨を主催者に通知するものとする。

2 理事長は、変更申請に係るコンベンションの内容が補助対象に該当しないと判断したときは、補助対象の指定を取り消し、その旨及び理由を当該主催者へ通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 主催者は、補助対象コンベンションが終了したときは、コンベンション開催補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)及び添付書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第9条 理事長は前条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により主催者に通知し、補助金を交付するものとする。ただし、審査により当該コンベンションが補助金の交付対象に該当しないものと認めたときは、その旨及び理由を主催者に通知し、補助金を交付しないものとする。

(補助金交付の取消し及び返還請求)

第10条 理事長は、主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、補助金の交付額を減額し、又は補助金を交付しないことができる。

2 補助金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月25日から施行し、平成16年4月1日以後に開催されるコンベンションから適用する。

この要綱は、平成18年3月25日から施行し、平成18年4月1日以後に開催される

コンベンションから適用する。

この要綱は、平成20年3月25日から施行し、平成20年4月1日以後に開催されるコンベンションから適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以後に開催されるコンベンションから適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日以後に開催されるコンベンションから適用する。